

鳥取県公報

目 次

◇告 示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良区の役員の退任（〃）

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市計画課）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日につきは、その翌日)

告 示

鳥取県告示第六百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり大山北部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、
同条第十七項の規定により告示する。

平成十年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 森 田 潔 西伯郡大山町国信三八五一一
堤 嶋 明 西伯郡大山町国信三八五一一
田 原 隆 英 西伯郡大山町末吉五八八
和 隆 敏 西伯郡大山町末吉四七一
則 西伯郡大山町末長四七一

就任した役員の氏名及び住所

理 事	森 田 潔	西伯郡大山町国信三八五一一	利起夫	西伯郡大山町国信三六四
監 事	堤 嶋 明	西伯郡大山町国信三八五一一	林 原 隆 英	西伯郡大山町末吉五八八
	原 増 範	西伯郡大山町国信三二四	本 田 隆 敏	西伯郡大山町末吉四七一
	隆 英	西伯郡大山町末吉五八八	車 和 則	西伯郡大山町末吉五四五
	敏	西伯郡大山町末吉四七一	金 川 伸 太 郎	西伯郡大山町稻光四六
		西伯郡大山町末吉五八五	山 根 完 一	西伯郡大山町上方四三一
		西伯郡大山町上万五九四	谷 野 昭 夫	西伯郡大山町上方四四一
		西伯郡大山町上万四六九	福 見 貞 則	西伯郡大山町上万五九四
		西伯郡大山町上万二一九	船 原 典	西伯郡大山町上万四六九
		西伯郡大山町上万二一九	野 祐 一	西伯郡大山町上万二一九
		西伯郡大山町上万二一九	角 田 弘 人	西伯郡大山町上万二一九
		西伯郡大山町上万二一九	留 齊	西伯郡大山町上万二一九
		西伯郡大山町上万二一九	青 木 隆 介	西伯郡大山町上万二一九
		西伯郡大山町上万二一九	根 秀 之	西伯郡大山町上万二一九
		西伯郡大山町上万二一九	福 尾 四 九 八	西伯郡大山町上万二一九

平成十年九月九日退任

理 事	森 田 潔	西伯郡大山町国信三八五一一
監 事	堤 嶋 明	西伯郡大山町国信三八五一一
	原 増 範	西伯郡大山町国信三二四
	隆 英	西伯郡大山町末吉五八八
	敏	西伯郡大山町末吉四七一
		西伯郡大山町末吉五八五
		西伯郡大山町末吉四七一
		西伯郡大山町末吉五八五

理 事	森 田 潔	西伯郡大山町国信三八五一一
監 事	堤 嶋 明	西伯郡大山町国信三八五一一
	原 増 範	西伯郡大山町国信三二四
	隆 英	西伯郡大山町末吉五八八
	敏	西伯郡大山町末吉四七一
		西伯郡大山町末吉五八五
		西伯郡大山町末吉四七一
		西伯郡大山町末吉五八五

理 事	森 田 潔	西伯郡大山町国信三八五一一
監 事	堤 嶋 明	西伯郡大山町国信三八五一一
	原 増 範	西伯郡大山町国信三二四
	隆 英	西伯郡大山町末吉五八八
	敏	西伯郡大山町末吉四七一
		西伯郡大山町末吉五八五
		西伯郡大山町末吉四七一
		西伯郡大山町末吉五八五

金川 伸太郎	西伯郡大山町稻光四六
山根 完一	西伯郡大山町上方四三一
谷野 昭夫	西伯郡大山町上方四四一
諸遊 皎	西伯郡大山町上方五九四
船原 典	西伯郡大山町上方二一九
国野 弘人	西伯郡大山町上野二〇八一二
角田 齊	西伯郡大山町福尾二八五
福留 賢則	西伯郡大山町福尾五一五一一
森田 静美	西伯郡大山町国信三四五
山根 秀之	西伯郡大山町上方七四三
福留 章	西伯郡大山町福尾四九八

平成十年九月十日就任 任期四年

退任した役員の氏名及び住所

理 事 伊 東 光 重 倉吉市下余戸四七
平成十年八月二十六日退任

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年十月十六日

鳥取県告示第六百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

鳥取県告示第六百七十三号

氏 名	住 所
荒里 貫志	境港市竹内町七八八
佐々木 誠	境港市高松町三〇一一
武良 千代司	境港市高松町一一四
中谷 永助	境港市竹内町一五八
サンスイ土地建物株式会社 代表取締役 小板 裕	境港市元町四
美保エステート株式会社 代表取締役 杉川 正次	米子市宗像五三一九

鳥取県告示第六百七十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成十年十一月十五日から施行する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年十月十六日

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、竹内町大林地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十四号

第一号の表中

島支店

山市表町一丁目

に

に改める

山市表町一丁目

児島支店

岡山市田町一丁目

倉敷市児島味野一丁目

を

児

岡山支店
岡山中央支店
岡山市表町一丁目岡山支店
岡山市田町一丁目